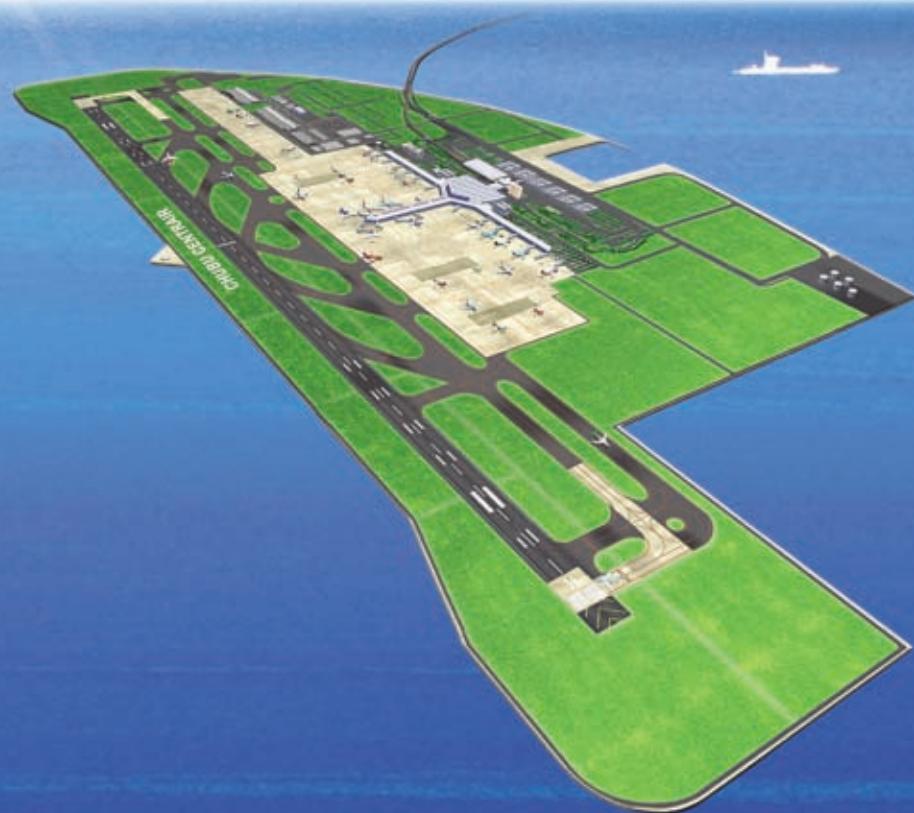


中部国際空港 周辺における 建物等設置の制限



中部国際空港株式会社

Central Japan International Airport Co.,Ltd.

空港周辺で建物等を設置される皆様へ

航空機は、通常の場合は一定の角度をもって空港に進入して着陸を行い、同様に一定の角度をもって離陸上昇します。また、空港周辺を指定された高度で離着陸のため飛行しています。

このため、**航空機が安全に離着陸、飛行ができるよう空港周辺(概ね24km以内)**の定められた空間を障害物件がない状態にしておく必要があります。

この空港周辺に確保されるべき空間の底面を制限表面といい、この**制限表面を越える高さの建物等(建物、避雷針、テレビアンテナ等の物件や工事中のクレーン、足場等の仮設の物件さらに植物の植栽等も含まれます。)**を設置することは、原則として、法律(航空法)で禁止されています。

航空法

(物件の制限等)

第49条 第1項 何人も、公共の用に供する飛行場について第40条(第43条第2項において準用する場合を含む。)の告示があつた後においては、その告示で示された進入表面、転移表面又は水平表面(これらの投影面が一致する部分については、これらのうち最も低い表面とする。)の上に出る高さの建造物(その告示の際に建造中である建造物の当該建造工事に係る部分を除く。)、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。但し、仮設物その他の国土交通省令で定める物件(進入表面又は転移表面に係るものと除く。)で飛行場の設置者の承認を受けて設置し又は留置するもの及び供用開始の予定期日前に除去される物件については、この限りでない。

第2項 飛行場の設置者は、前項の規定に違反して、設置し、植栽し、又は留置した物件(成長して進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るに至った植物を含む。)の所有者その他の権原を有する者に対し、当該物件を除去すべきことを求めることができる。

(航空障害灯)

第51条 第1項 地表又は水面から60メートル以上の高さの物件の設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該物件に航空障害灯を設置しなければならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(昼間障害標識)

第51条の2 第1項 昼間において航空機からの視認が困難であると認められる煙突、鉄塔その他の国土交通省令で定める物件で地表又は水面から60メートル以上の高さのものの設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該物件に昼間障害標識を設置しなければならない。

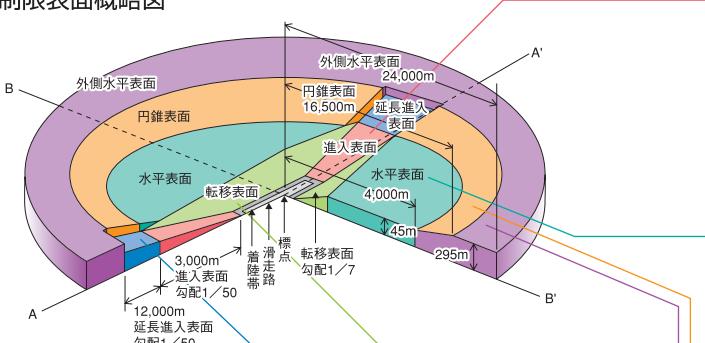
(第1種空港等の特例)

第56条 第1項 国土交通大臣は、第1種空港及び政令で定める第2種空港について、延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面を指定することができる。

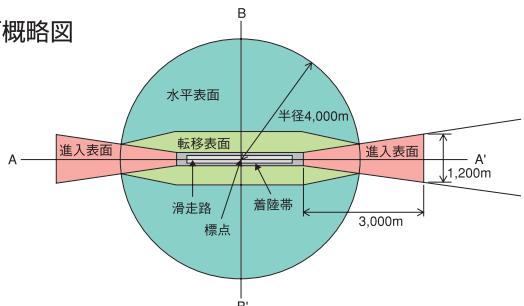
第56条の3 第1項 何人も、第56条第1項に規定する空港について前条第2項において準用する第40条の告示があつた後においては、その告示で示された延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面(これらの投影面が一致する部分については、これらのうち最も低い表面とする。)の上に出る高さの建造物(その告示の際に建造中である建造物の当該建造工事に係る部分を除く。)、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。

第2項 第49条第1項ただし書の規定は、円錐表面及び外側水平表面について準用する。

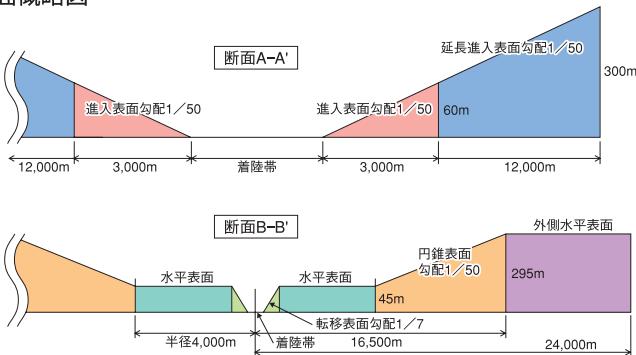
●制限表面概略図



●平面概略図



●断面概略図



進入表面 着陸帯の短辺に接続し、かつ、水平面に対し上方へ50分の1の勾配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するもの。

進入区域とは、着陸帯の短辺の両端及びこれと同じ側における着陸帯の中心線の延長3,000mの点において中心線と直角をなす一直線上におけるこの点から600mの距離を有する2点を結んで得た平面をいう。(航空法第2条 第7項)

水平表面 飛行場の標点の垂直上方45mの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径4,000mで描いた円周で囲まれた部分。(航空法第2条 第8項)

転移表面 進入表面の斜辺を含む平面及び着陸帯の長辺を含む平面であって、水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ7分の1の平面でその末端が水平表面との接線になる部分。(航空法第2条 第9項)

延長進入表面 進入表面を含む平面のうち、進入表面の外側底辺、進入表面の斜辺の外側上方(勾配50分の1)への延長線及び当該底辺に平行な直線でその進入表面の内側底辺からの水平距離が15,000mであるものにより囲まれた部分。(航空法第56条 第2項)

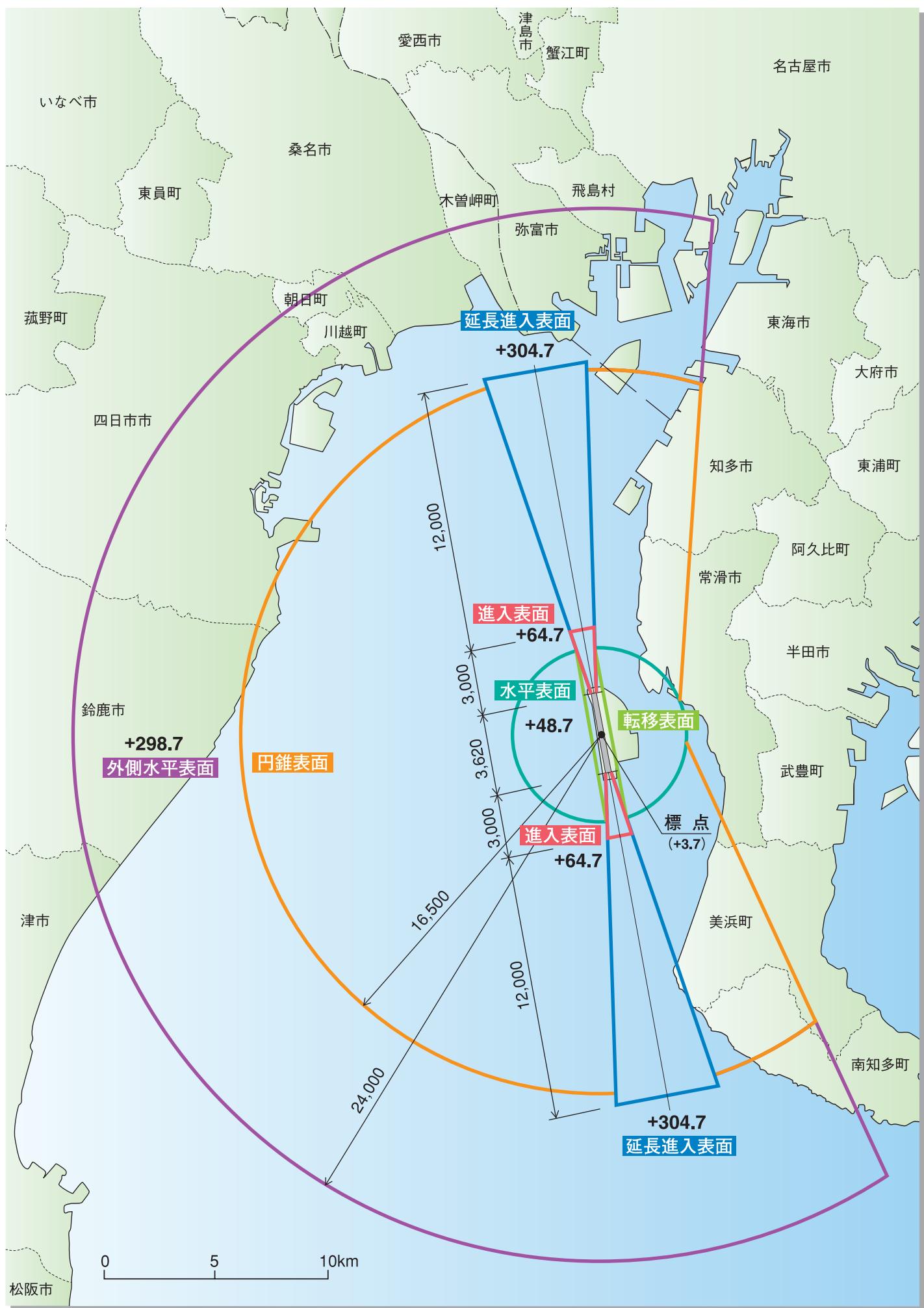
円錐表面 円錐表面は、水平表面の外縁に接続し、かつ、水平面に対し外側上方へ50分の1の勾配を有する円錐面であって、その投影面が飛行場の標点を中心として16,500mの半径で描いた円周で囲まれるものうち、航空機の離着陸の安全を確保するために必要な部分として指定された範囲。(航空法第56条 第3項)

外側水平表面 円錐表面の上縁を含む水平面であって、その投影面が飛行場の標点を中心として24,000mの半径で水平に描いた円周で囲まれるものうち、航空機の離着陸の安全を確保するために必要な部分として指定された範囲。(航空法第56条 第4項)

なお、制限表面の範囲については、各空港毎に設定されておりますので、詳細については空港の設置管理者の担当窓口にご照会ください。

中部国際空港周辺における建物等設置の制限

●制限表面図(平面図)



県営名古屋空港 照会窓口

県営名古屋空港

愛知県地域振興部航空対策課 名古屋空港事務所

〒480-0202 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場 名古屋空港内
TEL.0568-29-1603 FAX.0568-29-1801
<http://www.pref.aichi.jp/kouku/nagoya/top/index.html>



県営名古屋空港

中部国際空港

照会窓口



中部国際空港株式会社

Central Japan International Airport Co.,Ltd.

運用本部 運用管理部 飛行場運用グループ

〒479-8701

愛知県常滑市セントレア1丁目1番地 第一セントレアビル 5階

TEL 0569-38-7555 FAX 0569-38-7551

<http://www.cjiac.co.jp/>